

木津川市教育委員会会議録

平成25年第3回木津川市教育委員会定例会

○日 時：平成25年3月28日（木） 9時34分から12時22分まで

○場 所：木津川市役所 5階 全員協議会室

○出席者：杉本清重委員長、有賀やよい委員長職務代理、小松信夫委員、高橋史代委員、

森永重治教育長

（事務局）大西教育部長、森本理事、大谷理事、松原理事、太田教育次長兼社会教育課長、尾崎文化財保護室長、石井教育施設整備室長、柳澤学校教育課長

1. 開 会 委員長

◇傍聴の申請があり、木津川市教育委員会会議規則第14条及び木津川市教育委員会傍聴規則第2条の規定に基づき、許可する。

<傍聴者入室>

委員長あいさつ

2. 会議録署名委員

委員長が、会議録署名委員を指名した。

3. 前回会議録の承認

委員長が、第2回定例会議の会議録を確認し、承認された。

4. 議 事

《議案第13号 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

教育基本法第17条第2項の規定に基づき、木津川市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するため、教育委員会内組織として設置するもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：以前のものと変更はあるのか。条例に基づいて設置するということか。

事務局：木津川市教育振興基本計画策定委員会設置要綱を条例として設置したが、

その際に条文の中身を整理し、要綱の中にあったワーキンググループのこととを条例には入れず、木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱として設置したもの。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第14号 木津川市学校教育関係団体事業補助金交付要綱の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

平成24年度学校教育関係団体事業補助金事業に係る団体への補助事業が本市教育委員会の事業となったことに基づき、改正を行うもの。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：就学指導委員会を教育委員会の事業とするのは、上からの指導があったのか。他市町も同じか。

事務局：上からの通達とかではなく、財政課との予算ヒヤリングの中で市が主体的に行うものであるとなり、教育委員会の事業費に組み込まれた。他市町はわからない。

委 員：研修会もあったと思うが。それも含めて事業費になったのか。

事務局：夏季交流学習会や全体での研修会がある。これまででは、補助金から支出していたが、直接、講師料やバス代を市が支払うこととなった。

委 員：なぜそうになったのか。これからは、教育委員会が直接執行するのか。

事務局：予算上であり、組織としてはそのままである。

委 員：就学指導委員会として、保育園や幼稚園の先生、療育教室の先生も入られていたかと思うが、その形態はどうなるのか。

委 員：社会福祉協議会や外部からも入っていたが、その形がそのまま残り、会計などは市の方がやるということか。

委 員：学校教育課がするのか。

事務局：就学指導委員会の内容は変わらず、経理の部分だけが委員会の会計から市へ移っている。

委 員：予算は減額されるとか、変わらないのか。

事務局：予算も変わらない。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第15号 木津川市校外行事補助金交付要綱の一部改正について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

木津川市行財政改革推進委員会による事業仕分けの結果や木津川市全体の施策において保護者の負担軽減措置が図られていることなどを踏まえ、本要綱により実施している補助制度について、段階的に廃止するため所要の改正を行うもの。

【質疑応答】

委 員：議会で長時間議論してもらったようだが、これについては、教育委員会の中でも議論をしてきたことである。我々としては、これまでの教育予算は減額されるが、教育全体の別の面で、教育の充実に寄与するような事業をしてもらいたいという結論であった。今回のことでは、議会で反対も多くあったということを、頭に入れておかなければならない。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第16号 木津川市遠距離通学費補助金交付要綱の制定について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

学校教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

市内小学校に通学する児童のうち遠距離等を理由に公共交通機関等を利用して

いる児童の通学費に対して保護者の負担軽減を図るため、補助制度を制定するもの。

【質疑応答】

委 員：居住集落からの距離というのは、住所にすると同じ地域の中で該当するしないが出てくるからか。居住集落の基本となるポイントはどうして決めているのか。

事務局：住んでいる所でいくと、同じ地域で該当するしないがあると不公平になる。集落の地形上の中心を定める。そこからの道のりを測定する。まずは、集落が該当するかしないかの判定をする。

事務局：通学班を基本として、その通学班の中に4キロ以上の子がいるかどうかが基本になるが、あくまで、校長が公共交通機関の利用を認めていることが大前提となる。

委 員：今のところ、対象児童はどれくらいか。

事務局：集落毎では、神童子地区、8名、錢司地区、2名、奥畠地区、3名である。

委 員：保護者から申請することはないのか。

事務局：保護者は最初に校長に委任状を出すことになる。そこから先は学校が行う。最後に、いくら受け取ったという報告はもらうことになる。これらは、別途定めることになる。

委 員：前にタクシーの話があったが、公共交通機関の中にタクシーも含まれるのか。

事務局：公共交通機関の中にタクシーも含まれる。

委 員：教育課程上の登校日となると、夏休みのプールや離任式等もだめになるのか。

事務局：その時は、コミュニティバスも運行していない。対象は、あくまで教育課程上の授業日である。

委 員：鹿背山分校の場合はどうなるのか。

事務局：鹿背山分校の場合は、週に1回本校へ来ているが、その場合は、学校間の移動ということで、学校運営上のこととして処理している。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第17号 公民館長等の任命について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

木津川市南加茂台公民館長、瓶原公民館長、当尾公民館長及び木津川市東部交流会館館長並びに加茂青少年山の家の館長を任命するため、教育委員会の議決を求めるもの。

【質疑応答】

委 員：任命期間は。

事務局：嘱託職員ということで、4月1日から来年3月31日までの1年間である。

委 員：瓶原公民館長、当尾公民館長、東部交流会館館長は留任ということになる。南加茂台公民館長は、1年で辞められ、今回8名の中から選ばれたということであるが、どのように選ばれたのか。

事務局：審査項目を決めて質問を行う中で、館のあり方や将来的にどうしていくたいか、働く意欲などを基に面接をし、その中で、審査の最高得点の方を選んだ。山の家も同じく選考した。

委 員：山の家はプラネタリウムの館長も兼ねるのか。

事務局：プラネタリウム館の館長は社会教育課長であるが、周辺の管理運営ということで、プラネタリウム館もみてもらう。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第18号 木津川市交流会館の利用料金の承認について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

本年4月1日から木津川市交流会館の管理運営を行う財団法人木津川市緑と文化・スポーツ振興事業団から、施設の利用に係る料金について申請があったため、教育委員会の承認を求めるもの。

【質疑応答】

委 員：今までの使用料金とどうなのか。

事務局：変更なし。

委 員：指定管理になって、料金の申請があったので認めるかどうかということ
か。

事務局：承認を受けて告示を行うということである。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第19号 木津川市加茂文化センターの利用料金の承認について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

本年4月1日から木津川市加茂文化センターの管理運営を行う財団法人木津川市
市緑と文化・スポーツ振興事業団から、施設の利用に係る料金について申請があ
ったため、教育委員会の承認を求めるもの。

【質疑応答】

委 員：変更はチケットのところだけか。

事務局：売上げを取らずに経営していく。チケットは手数料なしで販売していく
ことになる。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第20号 木津川市山城総合文化センター等施設の利用料金の承認について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

本年4月1日から木津川市山城総合文化センター等施設の管理運営を行う財団
法人木津川市市緑と文化・スポーツ振興事業団から、施設の利用に係る料金につい
て申請があったため、教育委員会の承認を求めるもの。

【質疑応答】

委 員：やすらぎタウン山城プールの減免について、精神障害福祉手帳所有者も対象にすべきだと思う。

事務局：現在、減免については、中学校の教育課程上の水泳を対象としているが、小学校の教育課程でも利用すると聞いており、そのことと併せてご指摘の福祉関係者も含めて指定管理者に話をする。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案21号 木津川市スポーツ推進委員の委嘱について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

教育次長兼社会教育課長が、議案書に基づき説明を行った。

[説明]

現任委員の任期満了に伴い、引き続きスポーツの振興のため、市民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うため、委嘱するもの。

【質疑応答】

委 員：定員は何名か。

事務局：40名。

委 員：費用弁償はあるのか。

事務局：ある。年間報酬である。

委 員：予算は40名で組んでいるのか。

事務局：現在は27名で組んでいる。

委 員：平成24年度の27名が今年度22名になっても不都合はないのか。

事務局：かなり不都合はある。現有人材確保には努めていきたいので、関係者を通じてお願いをしていくとしている。

委 員：松原理事は、委員を長くしてもらっているがどうか。

事務局：忙しくてすべてに参加できていないが、全員が一堂に会することは難しい。部署を決めて活動をしているが、減っていくとかけもちをしなくてはならず、負担が増えることになる。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

《議案第22号 木津川市文化財保護審議会審議員の委嘱について》

委員長が、事務局に説明を求めた。

文化財保護室長が、議案書に基づき説明を行った。

【説明】

木津川市文化財保護審議員の任期が平成25年3月31日で満了することに伴い、委嘱するもの。

【質疑】

委 員：会議はどれくらいの頻度で開催しているのか。

事務局：平成19年度に立ち上がっているが、年間2回程度開かれている。その年によっては1回のときもあれば1回も開かれなかつたときもあるが、年間2回は開催していきたいと考えている。

委 員：定例で決まったものはないのか。

事務局：審議の案件があれば開かれる。直近であれば、平成25年1月に狛文書が市指定から府指定になった時に開かれた。

委 員：今後は年に1度も会議が開かれないということのないよう、木津川市は文化財も多くある地域であるので、それなりにするべきこともあるのではと思う。

事務局：現地説明会等、なかなか集まってもらえない場合は、随時情報提供だけでも行うようにはしている。

【採決】

委員長が採決を行い、全員一致で承認された。

5. 報告

《平成25年第1回木津川市議会定例会について》

委員長が事務局に説明を求めた。

部長が、平成25年第1回木津川市議会定例会について、有賀委員の同意案件が承認されたことをはじめ、教育委員会関係の全議案が可決されたこと、会派代表質問及び一般質問の報告を行った。

【質疑応答】

委員からの質疑は次のとおりであった。

委 員：給食のアレルギー対応については、間違いないようにお願いしたい。

事務局：4月の給食が始まるまでにマニュアルを作成する予定である。

委 員：食物アレルギーの対応では、お弁当を持ってきている子もいるのか。

事務局：一部にいる。命にかかわる問題であるので、重要なことと受け止めている。学校全体で研修も必要であるが、まずは保護者との協議が大切である。

< 5分間休憩 >

《平成25年度 指導の重点》

委員長が事務局に説明を求めた。

理事が、平成25年度 指導の重点について説明を行った。

【質疑応答】

委員からの質疑は特になかった。

委員長が委員に意見を求めた。

委 員：すっきり整理してまとめてもらっているので、わかりやすくて良いと思う。

6. 教育長報告（平成25年2月21日～3月28日）

教育長が、事業報告に基づき報告を行った。

この時期については、生涯学習や文化サークルの発表会、人事に関してのこと、議会に関わることが主なものであった。その中でも、次の件について、詳細の説明があった。

- ・3月7日山城ライオンズクラブ結成50周年記念式典が行われた。山城ライオンズクラブが、相楽地方を中心とした歴史風土記の冊子を作成し、相楽の小・中学校に寄贈された。
- ・3月8日交通安全協会「黄色の雨傘」贈呈式が行われ、相楽交通安全協会から相楽の新小学校1年生に対して黄色の雨傘をいただいた。木津川市の新1年生は約900名。
- ・3月27日平成25年度新規採用教員受入。小学校15名、中学校6名がそれぞれの学校の門をくぐった。

引き続き、教育長がこの間の新聞記事について主なものを報告した。

7. その他

- ・平成25年度幼稚園：入園式、小・中学校：入学式 教育委員等出席者について、

学校教育課長が説明を行った。

- ・平成25年度教職員人事異動に伴う辞令交付式（離任式・着任式）の開催日程について、学校教育課長が説明を行った。

- ・次回委員会日程

次回委員会は、平成25年4月24日（水）午前9時30分から開催することを決定した。

委員長が、会議を閉会した。